

○ 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（就業制限） 第六十一条（略） 2・3（略） 4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。</p>	<p>（就業制限） 第六十一条（略） 2・3（略） 4 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、労働省令で別段の定めをすることができる。</p>